

令和5年度答申第33号
令和5年10月2日

諮問番号 令和5年度諮問第32号、第33号及び第34号（いずれも令和5年9月1日諮問）

審査庁 厚生労働大臣

事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件3件

答 申 書

審査請求人Xからの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件各審査請求は棄却すべきである旨の各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給について3回の申請をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が3回とも不支給とする決定をしたところ、審査請求人がこれらを不服として、各審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

- (1) 求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚生労働省令で定める旨規定する。

(2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項（令和5年厚生労働省令第60号による改正前のもの。以下同じ。）は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあつては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

なお、求職者支援規則附則3条の5第3項（令和4年厚生労働省令第163号による改正前のもの。以下同じ。同改正後、令和5年厚生労働省令第60号による改正前は附則3条の8第3項）は、職業訓練受講手当に関する暫定措置として、特例期間（令和3年12月21日から令和5年3月31日までの間）に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した日がある場合には、当該受講した日が属する給付金支給単位期間から当該認定職業訓練等が終了した日が属する給付金支給単位期間までにおける職業訓練受講手当については、求職者支援規則11条1項5号の規定にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給する旨規定する。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

(1) 特定求職者である審査請求人は、令和4年4月4日、公共職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、訓練期間は、同日から令和6年3月29日までであった。

（就職支援計画書）

(2) 本件訓練の訓練実施施設のC専門学校（以下「本件訓練実施施設」という。）の校長は、令和4年10月19日付けで、審査請求人に対し、登校（訓練）停止の懲戒処分をした。

(令和4年10月19日付け懲戒処分通知書)

- (3) 審査請求人は、令和4年11月7日、処分庁に対し、同年10月4日から同年11月3日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間1」という。）について給付金の支給の申請をしたところ、処分庁は、同日、「受講日数の割合が8割未満であったため。」との理由を付して、不支給決定（以下「本件不支給決定1」という。）をした。

(令和4年11月7日付け職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書（不支給決定年月日：令和4年11月7日）)

- (4) 審査請求人は、令和4年12月5日、処分庁に対し、同年11月4日から同年12月3日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間2」という。）について給付金の支給の申請をしたところ、処分庁は、同日、「受講日数の割合が8割未満であったため。」との理由を付して、不支給決定（以下「本件不支給決定2」という。）をした。

(令和4年12月5日付け職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書（不支給決定年月日：令和4年12月5日）)

- (5) 本件訓練実施施設の校長は、令和5年1月23日付けで、審査請求人に対し、退学の懲戒処分をした。

(令和5年1月30日付け懲戒処分通知書)

- (6) 審査請求人は、令和5年1月16日、処分庁に対し、令和4年12月4日から同月31日までの給付金支給単位期間（令和5年1月1日に審査請求人が雇用保険被保険者となったことによる3日間の期間短縮。以下「本件支給単位期間3」といい、本件支給単位期間1及び本件支給単位期間2と併せて「本件各支給単位期間」という。）について給付金の支給の申請をしたところ、処分庁は、同年2月7日、「受講日数の割合が8割未満であったため。」との理由を付して、不支給決定（以下「本件不支給決定3」といい、本件支給決定1及び本件不支給決定2と併せて「本件各不支給決定」という。）をした。

(令和5年1月16日付け職業訓練受講給付金支給申請書、職業訓練受講給付金不支給決定通知書（不支給決定年月日：令和5年2月7日）)

- (7) 審査請求人は、審査庁に対し、本件不支給決定1を不服とする審査請求（令和5年度諮問第32号）を令和4年11月25日に、本件不支給決定2を不服とする審査請求（令和5年度諮問第33号）を同年12月8日に、本件不支給決定3を不服とする審査請求（令和5年度諮問第34号）を令和5

年2月24日にした。

(各審査請求書)

(8) 審査庁は、令和5年9月1日、当審査会に対し、本件各審査請求はいずれも棄却すべきであるとして、本件各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件訓練実施施設にマスクを着用できない理由の診断書を提出したが、マウスシールド着用を強要された。拒否したところ、マウスシールドを着用しなければ授業を受けさせない、退学にすると通告され、懲戒処分として、登校停止と退学にされた。そのため、給付金は不支給となったが、それは不当である。

本件訓練実施施設の校長による不当な懲戒処分（登校停止及び退学）の撤回と、本件各不支給決定の取消しを求める。

(各審査請求書)

第2 審査庁の本件各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね次のとおりである。

1 処分庁がした本件各不支給決定について

求職者支援規則の規定を受けて、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）10042へにおいて規定されているが、上記第1の2（2）のとおり、本件訓練のように特例期間に実施日が特定されていない科目を含まない認定職業訓練等を受講した日がある場合には、暫定措置として、当該受講した日が属する給付金支給単位期間における受講手当については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であるときに支給することとされている。

また、求職者支援要領10042チにおいて、給付金の支給要件の一つである出席要件を判断する際、「インフルエンザ等に感染した場合等」については、訓練実施日から除外することができる旨規定されているが、審査請求人が欠席した日の全ての欠席理由（本件訓練実施施設の定める諸規則を守らず、秩序を乱し、訓練生としてその本分に逸脱する行為があったことを理由として、本件

訓練実施施設の校長から懲戒処分を受けたことによる欠席。以下同じ。) については、この訓練実施日から除外することができる場合には該当しない。

処分庁は、各職業訓練受講給付金支給申請書の内容等を確認の上、以下の判断に基づき、本件各不支給決定をした。

(1) 本件不支給決定 1

本件支給単位期間 1 において、訓練実施日は 18 日、審査請求人が出席した日数は 6 日であり、審査請求人の欠席理由は訓練実施日から除外することができる場合に該当せず、出席率は 8 割未満 (33 パーセント) であるため、給付金の支給要件を満たしていない。

(2) 本件不支給決定 2

本件支給単位期間 2 において、訓練実施日は 20 日、審査請求人が出席した日数は 0 日であり、審査請求人の欠席理由は訓練実施日から除外することができる場合に該当せず、出席率は 8 割未満 (0 パーセント) であるため、給付金の支給要件を満たしていない。

(3) 本件不支給決定 3

本件支給単位期間 3 において、訓練実施日は 15 日、審査請求人が出席した日数は 0 日であり、審査請求人の欠席理由は訓練実施日から除外することができる場合に該当せず、出席率は 8 割未満 (0 パーセント) であるため、給付金の支給要件を満たしていない。

2 本件訓練実施施設の校長がした懲戒処分について

厚生労働省から D 都道府県に職業訓練の実施を委託し、D 都道府県が再委託した本件訓練実施施設の校長は、審査請求人に対し、本件訓練実施施設の定める諸規則を守らず、秩序を乱したことを理由として、懲戒処分をした。

審査請求人は、当該懲戒処分が不当として撤回すべき旨主張するが、当該懲戒処分は、本件訓練実施施設が定める学則等に基づき本件訓練実施施設の校長がしたものであり、処分庁がしたのではなく、本件各不支給決定とは別個の処分であることは明らかである。処分庁は当該懲戒処分の適否を判断する立場になく、本件各不支給決定を対象としてなされた本件各審査請求において、その当否を判断することはできない。

3 上記 1 及び 2 のとおり、本件各審査請求には理由がないことから、本件各審査請求は棄却されるべきである。

第 3 当審査会の判断

1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

本件各審査請求から本件各諮問に至るまでの一連の手続については、特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

2 本件各不支給決定の適法性及び妥当性について

(1) 上記第1の2(2)のとおり、給付金の支給を受けるためには、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していることが原則として求められている(求職者支援規則11条1項5号本文)。

ただし、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合は、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めており、求職者支援規則附則3条の5第3項により、令和3年12月21日から令和5年3月31日までの特例期間については、欠席についてやむを得ない理由の有無にかかわらず、上記割合が100分の80以上であるときに支給することとされている。

(2) 本件各支給単位期間は、いずれも上記特例期間である。

本件支給単位期間1における訓練実施日数は18日であるところ、審査請求人の訓練受講日数は6日であり、訓練実施日数に占める割合は8割に満たない。

本件支給単位期間2における訓練実施日数は20日であるところ、審査請求人は全て欠席している。

本件支給単位期間3における訓練実施日数は15日であるところ、審査請求人は全て欠席している。

したがって、いずれの支給単位期間についても、審査請求人は給付金の支給に必要な求職者支援規則11条1項5号及び求職者支援規則附則3条の5第3項の要件を満たしていない。

(3) 審査請求人は、訓練実施日に欠席したのは本件訓練実施施設の校長による懲戒処分(登校停止及び退学)のためであり、これらの懲戒処分が不当である旨主張している。

しかしながら、給付金の支給を受けるためには全ての訓練実施日に受講していることが原則とされ、諸々の事情で欠席する場合であっても訓練実施日の8割の受講を求めているのは、求職者支援制度が、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするもので、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによって

その成果が上がるものであることによると解される。したがって、実際に受講した日数が訓練実施日の8割に満たない場合に、給付金の支給をすることはできず、審査請求人の主張は採用できない。

3 まとめ

以上によれば、本件各不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件各審査請求は棄却すべきである旨の本件各諮問に係る判断は、いずれも妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史